

# 千葉市ワンデーレスポンス試行要領

## 1. 目的

「現場の問題発生に対する迅速な対応（以下ワンデーレスポンスという）」の実施により、監督職員個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的、システム的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

### ①品質確保への取組み強化の一方策

工事現場において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定を速やかにおこなうことにより、実働工期が保たれ、工事等の品質が確保できる。

### ②工事の効率化

安全と品質を確保したうえで、受注者と発注者が協力して適切な工程管理をおこなうことにより、速やかに工事を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

## 2. 対象工事

難易度の高い工事及び受注者との協議等が多くなると予想される工事。

## 3. 実施方法

① 発注者は、受注者と綿密に作業工程を打ち合わせし、必要な時期に必要な資料をもって質問や協議を受けられるようにする。

② 基本は「即日対応」（別紙「事務フロー」による）

ア 受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうちに」とする。

イ 即日回答が困難な場合には、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答期限」を予告するなど、次の段取りができるような回答をその日のうちにする。

ウ 予告した「回答期限」を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を連絡する。

エ 措置し得ない事項や判断が困難な場合には、上司に相談し回答する。

オ 受注者からの的確な状況の資料等により報告を早期に受けることが前提となるため、受注者に対しても、「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知することとする。

カ 受注者からの質問事項は原則工事打合簿で受付けるものとする。なお、緊急対応の場合は、現場や電話等の協議も可能とするが、当日中に文書化すること。

## 4. 実施における留意事項

ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し効率的な監督業務をおこなうための取り組みであり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。

ただし、受注者にも現場の問題点、協議事項等のすばやい提出を求めるため以下の点に留意して実施すること。

## 特記仕様書への記載

特記仕様書に次の文を記載すること。

(特記仕様書 記載例)

### 第〇条

- 1 この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
  - ・「ワンデーレスポンス」とは  
受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
- 2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
- 3 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
- 4 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

## 5. その他

### ①本取組の円滑な実施

発注者及び受注者は、ワンデーレスポンスの主旨を十分に踏まえつつ、その円滑な実施に努めるものとする。

### ②効果の検証

今後の一層効率的かつ効果的な実施方策検討に資するよう、効果及び課題の把握等をおこなうものとする。

## 附 則

この要領は、平成20年8月25日から施行する。